

各 柔道整復施術所（契約分）団体 御中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 三田地 好文

医療費助成事業の給付変更等及び岩手県医療費助成事業コード一覧表
(令和6年8月1日現在)の送付について

本会の事業運営につきましては、日頃より格別の御配慮をいただき、誠にありがとうございます。さて、令和6年8月診療(施術)分より、下記4市町から市町村単独医療費助成事業を給付変更する旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、令和6年8月診療(施術)分から給付及び事業変更への御対応をお願いいたします。また、給付変更等に伴い、標記事業コード一覧表をお送りいたしますので御活用ください。

記

1. 給付及び事業拡大 ※変更箇所は太字及び下線部となります。

【大船渡市（寡婦・老人医療費助成事業）償還払い】

- (1) 事業コード 96 を使用
(2) 対象者 70歳到達月までの配偶者のない者で、かつて配偶者のない者として20歳未満の者を扶養していたことのある者及び現に20歳未満の児童を扶養している者
(3) 所得制限 本人所得150万円以下、世帯全員の所得合計額300万円以下
(4) 給付内容 ①市民税非課税者は一部負担金の2/3
②課税者は一部負担金から入院5,000円、外来1,500円を控除した額の2/3

【遠野市（子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭医療費助成事業）現物給付】

- (1) 事業コード 10、20、31、42、43、60、70 を使用
(2) 対象者 高校卒業（18歳に達する日以降、最初の3月31日）までの子ども
(3) 所得制限 所得制限なし
(4) 給付内容 保険診療分の自己負担額全額を給付

【山田町（子ども、重度心身障がい者、ひとり親家庭医療費助成事業）現物給付】

- (1) 事業コード 60 を使用
(2) 対象者 ①子ども医療費給付事業の受給者
②重度心身障害者医療費給付事業及びひとり親家庭医療費給付事業の受給者のうち、高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の受給者
(3) 所得制限 ①については所得制限なし
②については県基準
(4) 給付内容 保険診療分の自己負担額全額を給付

【岩泉町（子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭医療費助成事業）現物給付】

- (1) 事業コード 10、20、31、42、43、60、70 を使用
- (2) 対象者 ①子ども医療費給付事業及び妊産婦医療費給付事業の受給者
②重度心身障害者医療費給付事業及びひとり親家庭医療費給付事業の受給者のうち、高校生年齢帯（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）以下の受給者
- (3) 所得制限 ①については所得制限なし
②については県基準
- (4) 給付内容 保険診療分の自己負担額全額を給付

2. 給付及び事業拡大の問い合わせ先

大船渡市 国保医療課 医療給付係	電話：0192-27-3111 (146)
遠野市 市民課 給付係	電話：0198-62-2111 (147)
山田町 町民課 国保医療給付係	電話：0193-82-3111 (132)
岩泉町 町民課 国保年金室	電話：0194-22-2111 (224)

3. その他

各市町村において、医療費助成受給者証が8月に更新されます。市町村によっては、保護者等の所得により8月以降受給対象外となる方（受給者証を発行されない方）、受給者証番号が変更となる方、自己負担額が変更となる方もいますので、受給者証に記載の「自己負担額」、「有効期間」を御確認のうえ、提出くださるようお願いいたします。

※別添「事業コード一覧」表は、岩手県国保連合会HP (<https://www.iwate-kokuho.or.jp>) の「医療機関等・柔整施術所の皆様へ」内の「県単独医療費助成制度関連情報」に、7月15日から掲載予定としております。

担当：審査部審査課 福祉・療養費係 TEL：019-623-4328 FAX：019-623-4340

各 柔道整復施術所（契約分）団体 御中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 三田地 好文

医療費助成事業の給付変更等及び岩手県医療費助成事業コード一覧表
(令和6年8月1日現在)の送付について(追加)

本会の事業運営につきましては、日頃より格別の御配慮をいただき、誠にありがとうございます。
さて、令和6年8月診療(施術)分からの市町村単独医療費助成事業の給付変更については、令和6年6月18日付け本会事務連絡にて通知しておりますが、通知後、矢巾町から医療費助成事業の給付拡大が実施されることとなりましたので、お知らせいたします。

つきましては、令和6年8月診療(施術)分から給付及び事業変更への御対応をお願いいたします。
また、給付変更等に伴い、標記事業コード一覧表をお送りいたしますので御活用ください。

記

1. 給付及び事業拡大 ※変更箇所は太字及び下線部となります。

【矢巾町(妊産婦医療費助成事業)現物給付】

- (1) 事業コード 「20」「70」を使用
(2) 対象者 妊産婦医療費給付事業の受給者
(3) 所得制限 なし
(4) 給付内容 保険診療分の自己負担額から、1レセプト当たり入院外750円、入院2,500円を差し引いた額を給付する。

2. 給付及び事業拡大の問い合わせ先
矢巾町 健康長寿課 医療給付係 電話：019-611-2823

3. その他

各市町村において、医療費助成受給者証が8月に更新されます。市町村によっては、保護者等の所得により8月以降受給対象外となる方(受給者証を発行されない方)、受給者証番号が変更となる方、自己負担額が変更となる方もいますので、受給者証に記載の「自己負担額」、「有効期間」を御確認のうえ、提出くださるようお願いいたします。

※別添「事業コード一覧」表は、岩手県国保連合会HP (<https://www.iwate-kokuho.or.jp>) の「医療機関等・柔整施術所の皆様へ」内の「県単独医療費助成制度関連情報」にも掲載しております。

担当：審査部審査課 福祉・療養費係
TEL：019-623-4328
FAX：019-623-4340

岩手県 子ども医療費助成事業コード一覧表（令和6年8月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する子ども医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 現物給付(※1)の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている範囲です。なお、現物給付の対象年齢は、高校生年齢以下となっています。（全市町村共通）
- ◎ 自動償還払い(※2)の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い(※3)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、毎月10日(必着)です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

●県単独事業の実施内容(県基準) この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方(ただし、小学生は入院に限ります)
所得制限	児童扶養手当(一部支給)の所得制限限度額+80万円(扶養者2名の場合は、年間所得348万円以下の方が対象となります)
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで(ただし、受給者が3歳未満又は監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし)

岩手県国民健康保険団体連合会
 〒020-0025
 盛岡市大沢川原三丁目7番30号
 担当：審査課 福祉・療養費係
 TEL 019-623-4328
 FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 ○○-○○-○○○○○○-○ 号

市町村コード ↑ 事業コード ↑ 受給者ごとの任意の番号 ↑

市町村名	入外区分	市町村コード	事業コード								1レセプト当たりの受給者負担限度額		
			所得制限 県基準の範囲内				所得制限 県基準の範囲外						
			6歳(就学)	12歳(小6)	15歳(中3)	18歳(高3)	6歳(就学)	12歳(小6)	15歳(中3)	18歳(高3)			
盛岡市	入・外	01	10		60				60				【未就学】受給者負担なし【小学生～高校生】入院2500円 外来750円(小学生～高校生の住民税非課税世帯は受給者負担なし)
宮古市	入・外	02	10		60				60				受給者負担なし
大船渡市	入・外	03	10		60				60				受給者負担なし
奥州市	入・外	04	10		60				60				受給者負担なし
花巻市	入・外	05	10		60				60				【未就学】受給者負担なし【小学生以上入院】2500円【小学生以上外来】750円(住民税非課税世帯は受給者負担なし)
北上市	入・外	06	10		60				60				【未就学】受給者負担なし【小学生以上】入院2500円 外来750円
久慈市	入・外	07	10		60				60				受給者負担なし
遠野市	入・外	08	10		60				60				受給者負担なし
一関市	入・外	09	10		60				60				受給者負担なし
陸前高田市	入・外	10	10		60				60				受給者負担なし
釜石市	入・外	11	10		60				60				受給者負担なし
二戸市	入・外	13	10		60				60				【未就学】受給者負担なし【小学生以上】県基準通り
八幡平市	入・外	17	10		60				60				受給者負担なし
滝沢市	入・外	18	10		60				60				【未就学】入院2500円 外来750円【小学生以上】県基準通り(住民税非課税世帯の小学生以上外来、中学生以上入院は上記受給者負担あり)
雫石町	入・外	14	10		60				60				受給者負担なし
葛巻町	入・外	15	10		60				60				受給者負担なし
岩手町	入・外	16	10		60				60				県基準通り
紫波町	入・外	21	10		60				60				入院2500円 外来750円
矢巾町	入・外	22	10		60				60				入院2500円 外来750円
西和賀町	入・外	30	10		60				60				受給者負担なし
金ケ崎町	入・外	31	10		60				60				受給者負担なし
平泉町	入・外	36	10		60				60				受給者負担なし
住田町	入・外	43	10		60				60				受給者負担なし
大槌町	入・外	45	10		60				60				受給者負担なし
山田町	入・外	48	10		60				60				受給者負担なし
岩泉町	入・外	49	10		60				60				受給者負担なし
田野畑村	入・外	50	10		60				60				受給者負担なし
普代村	入・外	51	10		60				60				受給者負担なし
軽米町	入・外	54	10		60				60				受給者負担なし
洋野町	入・外	55	10	60	60				60				受給者負担なし
野田村	入・外	56	10		60				60				受給者負担なし
九戸村	入・外	59	10		60				60				受給者負担なし
一戸町	入・外	62	10		65				60				受給者負担なし

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口で医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口へ提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法をいいます。

※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。

岩手県 妊産婦医療費助成事業コード一覧表（令和6年8月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する妊産婦医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 妊産婦医療費助成事業は、事業コードがグレー白抜きで表示されている範囲の全ての受給者が現物給付(※1)の対象となっています。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付の対象外ですが、窓口償還払い(※2)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、毎月10日(必着)です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

● 県単独事業の実施内容(県基準) この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	妊娠5月に達する日の属する月の初日から、出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある方
所得制限	児童扶養手当(一部支給)の所得制限限度額+80万円
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで(ただし、本人及び監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし)

岩手県国民健康保険団体連合会
〒020-0025
盛岡市大沢川原三丁目7番30号
担当：審査課 福祉・療養費係
TEL 019-623-4328
FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 ○○-○○-○○○○○○○-○ 号

市町村コード 事業コード 受給者ごとの任意の番号

市町村名	市町村コード	事業コード		1レセプト当たりの受給者負担限度額 <small>(注)本人及び監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし</small>
		県単独事業 (所得制限 県基準の範囲内)	市町村単独事業 (所得制限 県基準の範囲外)	
盛岡市	01	20	70	入院2500円 外来750円
宮古市	02	20	70	受給者負担なし
大船渡市	03	20		県基準通り
奥州市	04	20	70	受給者負担なし
花巻市	05	20	70	入院2500円 外来750円
北上市	06	20		県基準通り
久慈市	07	20		県基準通り
遠野市	08	20	70	【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】入院2500円 外来750円
一関市	09	20	70	受給者負担なし
陸前高田市	10	20		受給者負担なし
釜石市	11	20	70	受給者負担なし
二戸市	13	20		県基準通り
八幡平市	17	20	70	県基準通り
滝沢市	18	20		県基準通り
雫石町	14	20	70	県基準通り
葛巻町	15	20	70	受給者負担なし
岩手町	16	20	70	県基準通り
紫波町	21	20	70	県基準通り
矢巾町	22	20	70	入院2500円 外来750円
西和賀町	30	20		県基準通り
金ヶ崎町	31	20	70	県基準通り
平泉町	36	20	70	受給者負担なし
住田町	43	20		県基準通り
大槌町	45	20		県基準通り
山田町	48	20	70	県基準通り
岩泉町	49	20	70	受給者負担なし
田野畑村	50	20	70	受給者負担なし
普代村	51	20	70	県基準通り
軽米町	54	20	70	受給者負担なし
洋野町	55	20		受給者負担なし
野田村	56	20	70	受給者負担なし
九戸村	59	20	70	受給者負担なし
一戸町	62	20	70	県基準通り

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口にて医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。

岩手県 重度心身障がい者医療費助成事業コード一覧表（令和6年8月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する重度心身障がい者医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 現物給付(※1)の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている、高校生年齢以下の受給者のみとなっています。(全市町村共通)
- ◎ 自動償還払い(※2)の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い(※3)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、毎月10日(必着)です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

● 県単独事業の実施内容(県基準) この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	次の各号に該当することとなった日の属する月の初日から、該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある方 ①身障手帳1・2級 ②特児手当1級 ③障害基礎年金1級 ④療育手帳A
所得制限	障害児福祉手当の所得制限限度額+35万円
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで (ただし、受給者が3歳未満又は主として受給者の生計を維持する方が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし)

岩手県国民健康保険団体連合会
〒020-0025
盛岡市大沢川原三丁目7番30号
担当：審査課 福祉・療養費係
TEL 019-623-4328
FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 ○○-○○-○○○○○○○-○ 号

市町村コード ↑ ↑ 事業コード ↑ 受給者ごとの任意の番号

市町村名	区分	市町村コード	事業コード				1レセプト当たりの受給者負担限度額
			県単独事業(所得制限 県基準の範囲内)		市町村単独事業(所得制限 県基準の範囲外)		
			高校生年齢以下	左記を超える者 31(一般)・32(後期)・33(長期)	高校生年齢以下	左記を超える者 81/94(一般)・82/95(後期)・83(長期)	
盛岡市	重度	01	31	31・32・33	81	81・82・83	【未就学】受給者負担なし【小学生以上入院】2500円【小学生以上外来】750円
	中度				94	94・95	
宮古市	重度	02	31	31・32	81	81・82	【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
大船渡市	重度	03	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
奥州市	重度	04	31	31・32・33	81	81・82・83	受給者負担なし
花巻市	重度	05	31	31・32			【未就学】受給者負担なし【小学生以上】入院2500円 外来750円
北上市	重度	06	31	31・32			【未就学】受給者負担なし【高校生まで】入院2500円 外来750円【高校卒業以上】県基準通り
久慈市	重度	07	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
遠野市	重度	08	31	31・32・33	81		【県単重度:高校生まで】受給者負担なし【市単重度:3歳以上】入院2500円 外来750円 ※事業コード「81」は3歳まで ※県単・市単【高校卒業以上】県基準通り【身障3級】医療費一部負担金の1/2
	身障3級				65	65	
一関市	重度	09	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
陸前高田市	重度	10	31	31・32・33			受給者負担なし
釜石市	重度	11	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
二戸市	重度	13	31	31・32			【未就学】受給者負担なし【小学生以上】県基準通り
八幡平市	重度	17	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り【身障3級・特児扶養手当2級・障害基礎年金2級・事業コード65】一部負担金から総医療費の2割を控除した額
	身障3級他				65	65	
滝沢市	重度	18	31	31・32			【未就学】入院2500円 外来750円【小学生以上】県基準通り
雫石町	重度	14	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
葛巻町	重度	15	31	31・32・33	81	81・82・83	【重度】受給者負担なし【中度】医療費一部負担金の1/2
	中度						
岩手町	重度	16	31	31・32・33	81	81・82	【重度】県基準通り【中度・一般】非課税世帯:一部負担金の1/2 課税世帯:入院5000円、外来1500円に加え、それを超えた分の1/2【中度・後期】県基準通り
	中度						
紫波町	重度	21	31	31・32・33	81	81・82・83	【高校生まで】入院2500円 外来750円【高校卒業以上】県基準通り
矢巾町	重度	22	31	31・32・33	81	81・82・83	【高校生まで】入院2500円 外来750円【高校卒業以上】県基準通り
西和賀町	重度	30	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
金ヶ崎町	重度	31	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
平泉町	重度	36	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
住田町	重度	43	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
大槌町	重度	45	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
山田町	重度	48	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
岩泉町	重度	49	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
田野畑村	重度	50	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
普代村	重度	51	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
軽米町	重度	54	31	31・32・33	81	81・82・83	受給者負担なし
洋野町	重度	55	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】入院2500円 外来1000円
野田村	重度	56	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
九戸村	重度	59	31	31・32・33	81	81・82・83	受給者負担なし
一戸町	重度	62	31	31・32・33	81	81・82・83	【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口で医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法を行います。

※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口へ提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法を行います。

※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法を行います。

岩手県 ひとり親家庭医療費助成事業コード一覧表（令和6年8月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 現物給付(※1)の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている、高校生年齢以下の受給者のみとなっています。（全市町村共通）
- ◎ 自動償還払い(※2)の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い(※3)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への申請書の提出締切日は、毎月10日(必着)です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

●県単独事業の実施内容(県基準) この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	①配偶者のない女子又はそれに準ずる男子で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養する方及びその児童の方 ②父母のない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童の方
所得制限	児童扶養手当(一部支給)の所得制限限度額
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで (ただし、受給者が3歳未満又は主として受給者の生計を維持する方が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし)

岩手県国民健康保険団体連合会
〒020-0025
盛岡市大沢川原三丁目7番30号
担当：審査課 福祉・療養費係
TEL 019-623-4328
FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 ○○-○○-○○○○○○○-○ 号

市町村コード 事業コード 受給者ごとの任意の番号

市町村名	市町村コード	事業コード				1レセプト当たりの受給者負担限度額
		県単独事業(所得制限県基準の範囲内)		市町村単独事業(所得制限県基準の範囲外)		
		高校生年齢以下	左記を超える者 41(親)・42(児童)・43(父母無)	高校生年齢以下	左記を超える者 91(親)・92(児童)・93(父母無)	
盛岡市	01	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし 【小学生以上入院】2500円 【小学生以上外来】750円
宮古市	02	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
大船渡市	03	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
奥州市	04	42・43	41・42・43			受給者負担なし
花巻市	05	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】入院2500円 外来750円
北上市	06	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし 【高校生まで】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
久慈市	07	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
遠野市	08	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
一関市	09	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
陸前高田市	10	42・43	41・42・43			受給者負担なし
釜石市	11	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
二戸市	13	42・43	41・42・43			【未就学】受給者負担なし 【小学生以上】県基準通り
八幡平市	17	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
滝沢市	18	42・43	41・42・43			【未就学】入院2500円 外来750円 【小学生以上】県基準通り
雫石町	14	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
葛巻町	15	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	受給者負担なし
岩手町	16	42・43	41・42・43			県基準通り
紫波町	21	42・43	41・42・43			【高校生まで】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
矢巾町	22	42・43	41・42・43			【高校生まで】入院2500円 外来750円 【高校卒業以上】県基準通り
西和賀町	30	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
金ヶ崎町	31	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
平泉町	36	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
住田町	43	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
大槌町	45	42・43	41・42・43			41(親) 県基準通り 42(児童)・43(父母無) 受給者負担なし
山田町	48	42・43	41・42・43			41(親) 県基準通り 42(児童)・43(父母無) 受給者負担なし
岩泉町	49	42・43	41・42・43			41(親) 県基準通り 42(児童)・43(父母無) 受給者負担なし
田野畑村	50	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
普代村	51	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
軽米町	54	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	受給者負担なし
洋野町	55	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】入院2500円 外来1000円
野田村	56	42・43	41・42・43			【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り
九戸村	59	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	受給者負担なし
一戸町	62	42・43	41・42・43	92・93	91・92・93	【高校生まで】受給者負担なし 【高校卒業以上】県基準通り

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口で医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口で提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法をいいます。

※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。

岩手県 寡婦・老人医療費助成事業〔自動償還払い〕コード一覧表（令和6年8月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が、自動償還払い（※1）を実施する寡婦・老人医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い（※2）の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への申請書の提出締切日は、毎月10日（必着）です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

受給者証番号 第 〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇 号

市町村コード ↑ ↑ 事業コード ↑ 受給者ごとの任意の番号

岩手県国民健康保険団体連合会
〒020-0025
盛岡市大沢川原三丁目7番30号
担当：審査課 福祉・療養費係
TEL 019-623-4328
FAX 019-623-4340

市町村名	市町村コード	事業コード		1レセプト当たりの受給者負担限度額
		市単（寡婦） 申請書の色〔グレー〕	市単（老人）	
盛岡市				
宮古市	02	96		世帯員全員が市民税非課税の場合は自己負担なし それ以外は入院5000円 外来1500円
大船渡市	03	96		【非課税世帯】一部負担金の1/3 【課税世帯】入院5000円、 外来1500円に加え、それらを越えた分の1/3
奥州市	04	96		自己負担なし
花巻市	05	96		入院2500円、外来750円に加え、それらを越えた分の 1/2
北上市				
久慈市	07	96		市民税が課された者は、1レセプトあたり一部負担金から入院5000円、 外来1500円を控除した額の10分の2に相当する額に入院5000円、外来 1500円を加算した額（ただし、一部負担金の額を上限とする）
遠野市	08	96		医療費一部負担金の1/2
一関市				
陸前高田市	10	96		入院5000円 外来1500円 ※市町村民税非課税世帯に属する場合は自己負担なし
釜石市				
二戸市				
八幡平市	17	96		一部負担金から総医療費の2割を控除した額
滝沢市				
雫石町				
葛巻町	15	96		医療費一部負担金の1/2
岩手町	16	96		【非課税世帯】一部負担金の1/2 【課税世帯】入院5000円、 外来1500円に加え、それらを越えた分の1/2
紫波町	21	96		総医療費の2割
矢巾町	22	96		入院5000円 外来1500円
西和賀町	30	96	65〔グレー〕	【寡婦】入院5000円 外来1500円 【65歳以上老人】入院5000円 外来1500円（町内医療機関 受診に限る）
金ヶ崎町	31	96		自己負担なし
平泉町				
住田町				
大槌町				
山田町	48	96		医療費一部負担金の1/2
岩泉町				
田野畑村				
普代村	51	96		【非課税世帯】一部負担金の1/2 【課税世帯】一部負担金か ら入院5000円、外来1500円を控除した額の1/2
軽米町				
洋野町				
野田村	56	96		【非課税世帯】一部負担金の1/2 【課税世帯】一部負担金か ら入院5000円、外来1500円を控除した額の1/2
九戸村	59		65〔グリーン〕	①【68歳到達月の初日から70歳到達月の末日までの者】前期高齢者 医療の一部負担金相当額（ただし、外来は村内医療機関のみ） ②【73歳到達月の初日から75歳到達月までの者】②後期高齢者医療の 一部負担金相当額（ただし、外来は村内医療機関のみ）
一戸町	62	96		医療費一部負担金の1/2

※1 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口へ提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。